

様式第6号の2（要領第22条関係）

市有財産有償貸付契約書（案）

貸付人西尾市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数
矢田ふれあいセンター	西尾市国森町不動 東102番地	別紙のとおり（屋外）	2 m <sup>2</sup> (幅2.0m×奥行1.0m)	1台

（用途の指定）

第3条 貸付物件は、その用途を「自動販売機の設置場所」とする。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。（貸付料）

第6条 貸付料は、次のとおりとする。

契約金額 金 <落札金額> 円

（貸付料の支払）

第7条 乙は、前条の貸付料を次のとおり甲に支払わなければならない。

年 度	納 入 金 額	納 入 期 限
令和8年度	<契約金額の3分の1> 円	令和8年5月29日
令和9年度	<契約金額の3分の1> 円	令和9年5月31日
令和10年度	<契約金額の3分の1> 円	令和10年5月31日

2 前項の貸付料の納入は、甲の発行する納入通知書により行わなければならない。（電気料の支払）

第8条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機には電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

- 2 甲は、施設全体の電気使用料の単価に基づき専用メーターの表示する使用料を計算し、定期的に乙に納入通知書を送付するものとする。
- 3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。  
(延滞金)

第9条 乙は、第7条及び第8条の規定に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料金（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、契約日における特例基準割合（契約日の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、納期限の1月を経過する日後においては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、納期限の翌日から1月を経過する日までにあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）で計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第10条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

（契約保証金）

第11条 契約保証金は免除する。

（かし担保）

第12条 乙は、この契約締結後、貸付物件に隠れたかしを発見しても、かしの修補、貸付料の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。  
(維持保全義務)

第13条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

- 2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第14条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

- 2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

（権利義務の譲渡等）

第15条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、貸付物件について隨時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第16条に定める義務に違反した場合

金 <貸付料の1年分に相当する額> 円

(2) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合

金 <貸付料の1年分に相当する額の3倍の額> 円

2 前項に定める違約金は、第26条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙が銀行取引停止処分を受けたとき、又は手形・小切手が不渡りになったとき。

(4) 乙が差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき、又は破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

(5) 乙が甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき、又は乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。

(6) 乙が主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

(7) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は乙が合併を行う等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

(8) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると甲が認めたとき。

(9) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状態があつたとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第20条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、甲に対し契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、賠償金として、甲に対し契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならぬ。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- (3) 乙が、談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているとき。
- 3 前二項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、乙に対しその超過分の額を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、乙がすでに共同企業体を解散しているか否かにかかわらず、その代表者又は構成員が連帯して賠償金を甲に支払わなければならない。
- (暴力団等排除に係る解除)
- 第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第22条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等の一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがある。

(中途解約)

第23条 乙は、貸付期間の開始から1年を経過したのちは、甲に対して中途解約を申し入れることができる。この場合、乙は、契約解除希望日の3か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の3か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

(原状回復)

第24条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、第18条、第19条、第21条第1項及び第23条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、この限りでない。

(貸付料の返還)

第25条 甲は、第18条第1項第2号及び第23条の規定によりこの契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち乙が貸付物件を甲に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

(賠償責任)

第26条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機の天災その他の事由による転倒、故障、盗難による事故、その構造上の欠陥等により甲及び第三者に損害を与えた場合、及び販売した製品による食中毒等の健康被害が発生した場合は、乙の責任において解決するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(有益費の請求権の放棄)

第27条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、第18条、第19条、第21条第1項及び第23条の規定により契約が解除された場合において、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することはできない。

(費用負担)

第28条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えの管轄は、西尾市役所所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所岡崎支部とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 西尾市寄住町下田22番地  
西尾市  
代表者 西尾市長 中村 健 印

乙 住 所  
氏 名  
名称及び  
代表者氏名 印

## 様式第7号（要領第22条関係）

### 仕様書（貸付契約用）

#### 1 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1,000円紙幣が使用できること。

#### 2 販売品目の条件

販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないこと。また、缶又はペットボトルなどの密閉式の容器とすること。  
なお、商品の具体的な構成については、西尾市との協議によること。

#### 3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、適切に回収・リサイクル・周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、西尾市の指示に従うこと。
- (4) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を利用者に分かりやすい場所に明記し、設置事業者の責任において対応すること。

#### 4 原状回復

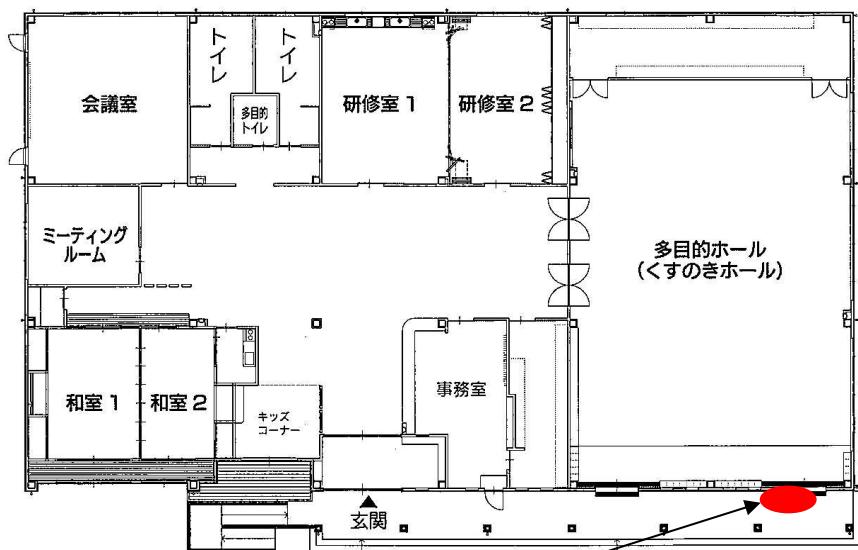
設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を西尾市に請求することができない。

#### 5 その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

## 設置場所位置図

### 平面図



矢田ふれあいセンター貸付（自動販売機・回収ボックス設置）場所